

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	新城市、設楽町、東栄町、豊根村

新城・北設広域鳥獣被害防止計画（案）

<代表市町村及び連絡先>

担 当 部 署 名 新城市産業振興部

農業課 鳥獣害対策係

所 在 地 愛知県新城市字東入船 1 1 5 番地

電 話 番 号 0 5 3 6 - 2 3 - 7 6 3 2

F A X 番 号 0 5 3 6 - 2 3 - 7 0 4 7

メールアドレス choujyuu@city.shinshiro.lg.jp

市町村名	設楽町	東栄町	豊根村
担当部署	産業課	経済課	農林土木課
所在地	愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 1 4 番地	愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 2 5 番地	愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地
電話番号	0 5 3 6 - 6 2 - 0 5 2 7	0 5 3 6 - 7 6 - 1 8 1 2	0 5 3 6 - 8 5 - 1 3 1 4
FAX 番号	0 5 3 6 - 6 2 - 1 6 7 5	0 5 3 6 - 7 6 - 1 4 2 8	0 5 3 6 - 8 5 - 5 1 1 0
メールアドレス	sangyo@town.shitara.lg.jp	keizai@town.toei.lg.jp	nourin@vill.toyone.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣：シカ、イノシシ、サル、カモシカ 中型獣：ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア 鳥類：スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛知県新城・北設地域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和3年度：新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、植栽木	45.5ha 10,766 千円
イノシシ	稲、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、茶園	7.43ha 1,837 千円
サル	稲、豆類、果樹、野菜、いも類、きのこ類	6.89ha 3,430 千円
カモシカ	稲、麦類、飼料作物、野菜、植栽木、山菜類	5.14ha 1,208 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	13.76ha 3,950 千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、その他鳥類	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	8.55ha 3,603 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ、ニジマス等	— ha 8,339 千円
獣類小計		78.72ha 21,191 千円
鳥類小計		8.55ha 11,942 千円
総合計		87.27ha 33,133 千円

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和3年度: 新城市)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	稲、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類、植栽木	14.16ha 2,271 千円
イノシシ	稲、豆類、果樹、野菜、いも類、茶園	2.95ha 467 千円
サル	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	1.13ha 207 千円
カモシカ	稲、麦類、飼料作物、野菜、山菜類	0.38ha 46 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	2.34ha 814 千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、その他鳥類	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	4.48ha 1,652 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ等	— ha 千円
獣類小計		20.96ha 3,805 千円
鳥類小計		4.48ha 1,652 千円
総合計		25.44ha 5,457 千円

※「農作物の被害状況調査」(各農家へのアンケート調査)及び聞き取り調査より

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和3年度: 設楽町)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	稲、麦類、豆類、野菜、植栽木	2.93ha 972 千円
イノシシ	稲、豆類、飼料作物、野菜、いも類、茶園	1.19ha 480 千円
サル	稲、野菜、いも類、きのこ類	1.22ha 202 千円
カモシカ	野菜、植栽木、山菜類	0.09ha 3 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、	野菜、いも類	0.54ha 33 千円

ヌートリア、その他獣類		
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、その他鳥類	稲、豆類、野菜	0.95ha 170 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ、ニジマス等	— ha 千円
獣類小計		5.97ha 1,690 千円
鳥類小計		0.95ha 170 千円
総合計		6.92ha 1,860 千円

※聞き取り調査等から推計

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和3年度: 東栄町)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	稲、果樹、野菜、いも類、 工芸作物、植栽木	0.66ha 1,799 千円
イノシシ	稲、果樹、野菜、いも類 工芸作物、茶園	0.14ha 309 千円
サル	稲、果樹、野菜、いも類、 きのこ類	0.87ha 2,228 千円
カモシカ	野菜、植栽木、山菜類	0.02ha 87 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシ ン、アライグマ、アナグマ、 ヌートリア、その他獣類	果樹、野菜、いも類	0.27ha 935 千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、 ハト、その他鳥類	果樹、野菜	0.09ha 140 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ等	— ha 1,539 千円
獣類小計		1.96ha 5,358 千円
鳥類小計		0.09ha 1,679 千円
総合計		2.05ha 7,037 千円

※聞き取り調査等から推計

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和3年度: 豊根村)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	稲、雑穀、果樹、野菜、 植栽木	27.75ha 5,724 千円
イノシシ	稲、雑穀、野菜、いも類、 茶園	3.15ha 581 千円
サル	稲、果樹、野菜、いも類、 きのこ類	3.67ha 793 千円
カモシカ	植栽木、山菜類	4.65ha 1,072 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシ ン、アライグマ、アナグマ、 ヌートリア、その他獣類	野菜	10.61ha 2,168 千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、 ハト、その他鳥類	果樹、野菜	3.03ha 1,641 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ、ニジマス等	— ha 6,800 千円
獣類小計		49.83ha 10,338 千円
鳥類小計		3.03ha 8,441 千円
総合計		52.86ha 18,779 千円

※聞き取り調査等から推計

(2) 被害の傾向

○シカ ・ 生息状況 近年は、本宮山周辺から茶臼山周辺及び山間部全域に生息域が拡大している。生息数は不明であるが、捕獲実績は増加傾向である。 ・ 被害の発生時期 主に植え付け後の水稻苗や若木の芽などの被害が発生している。山間地での特産品として定着しつつある山菜類の若芽や幹などへの食害も報告されている。 ・ 被害の発生場所 出没する個体数が激増し、被害区域が地域全体に広がっており、最近では、住宅地域内の農地での農作物被害も発生している。森林被害では植栽木の食害や樹皮のはく皮による枯損が懸念される。 ・ 被害地域の増減傾向 年々増加傾向にあると推察される。

○イノシシ

- ・生息状況

山林近接地である里山が主な生息域となっており、生息数は不明である。豚熱の影響により一時減少したものの、捕獲実績は徐々に増加傾向である。

- ・被害の発生時期

春先から夏にかけての筍に始まり晩秋の稲や芋類までと冬を除く全ての時期に被害が発生しており、各作物とも特に収穫期に被害が発生している。

- ・被害の発生場所

食害による直接被害のほか、草地や茶園、水田などでの掘り返しに加え、農地周りの畦畔や石垣を掘り崩す被害が多発するなど、農地等の維持管理に深刻な影響が出ており、道路の法面の掘り起こしなど住民の生活被害にまで広がっている。

- ・被害地域の増減傾向

豚熱の影響により一時減少したものの、徐々に増加傾向にある。

○サル

- ・生息状況

イノシシと同様に生息地が山林近接地である里山となっており、程度の差はあるが、概ね地域全域で年間を通じて農作物被害が発生している。生息数は不明であるが、捕獲実績はほぼ横ばいである。

- ・被害の発生時期

園芸作物において、年間を通じて被害が発生する。特に、餌資源が不足する農閑期に農地への出没が多い。

- ・被害の発生場所

農産物のほとんどが被害に遭っているが、特に、産地直売所向け野菜への被害が著しく、営農意欲の減退や農家所得への影響が懸念される。

- ・被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいである。

○カモシカ

- ・生息状況

目撃情報や被害状況から、生息域が森林から山林近接地付近まで拡大している。

- ・被害の発生時期

シカ同様、主に植え付け後の水稻苗や若木の芽などの被害が発生している。山間地での特産品として定着しつつある山菜類の若芽や幹などへの食害も報告されている。

- ・被害の発生場所

カモシカは単独で行動しており、群れで行動するシカに追いやられて人里近くにもまで出没しており、さらなる被害発生が懸念される。

- ・被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいだと推察される。

○中型獣

- ・生息状況

山間地、平坦地を含む管内全域に生息しているとみられ、民家の屋根裏や縁の下に住み付くなど住民生活にも影響を与えている。生息数は不明であるが、捕獲実績

はほぼ横ばいである。
・被害の発生時期 野菜や果実などが収穫を迎える夏から秋にかけて多く発生している。
・被害の発生場所 タヌキ、ハクビシン、アナグマは、農作物の食害による被害のほか、民家への侵入例もあり、被害区域が広がりつつある。 また、アライグマによる果樹などへの被害が発生しており、被害区域が広がっている。
・被害地域の増減傾向 ブドウ栽培、施設野菜栽培において、近年被害が増加傾向である。
○鳥類
・生息状況 山間部、及び平坦地にかけて生息しているが、比較的平坦地の生息数が多い。生息数は不明であるが、捕獲実績はやや減少傾向である。
・被害の発生時期 夏から秋を中心に被害が発生しており、スイートコーンや果実といった農作物が主として被害を受けている。
・被害の発生場所 被害区域は全域に広がっており、住宅地の家庭菜園も多く被害を受けている。
・被害地域の増減傾向 やや減少傾向である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
被害金額	シカ	10,766 千円	シカ	10,443 千円
	イノシシ	1,837 千円	イノシシ	1,782 千円
	サル	3,430 千円	サル	3,327 千円
	その他獣	5,158 千円	その他獣	5,003 千円
	アオサギ、カワウ	8,339 千円	アオサギ、カワウ	8,089 千円
	その他鳥	3,603 千円	その他鳥	3,495 千円
	合計	33,133 千円	合計	32,139 千円
被害面積	シカ	45.50ha	シカ	44.14ha
	イノシシ	7.43ha	イノシシ	7.21ha
	サル	6.89ha	サル	6.68ha
	その他獣	18.90ha	その他獣	18.33ha
	アオサギ、カワウ	— ha	アオサギ、カワウ	— ha
	その他鳥	8.55ha	その他鳥	8.29ha
	合計	87.27ha	合計	84.65ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○全体 農林水産物に被害を及ぼす鳥獣に対して、市町村が管内の猟友会に委託して、有害鳥獣捕獲や個体数調整を銃器やわなを用いて実施している。 ※対象とする種類は市町村により異なる。	有害鳥獣捕獲等の担い手である狩猟免許所持者において、特に銃猟従事者が高齢化により銃返納者が増加している。
	○大型獣 農業者等からの要請等に基づき、狩猟免許を取得している猟友会員が捕獲檻やわなを設置し、イノシシなどの捕獲を行っている。 なおイノシシ・シカ・サルなどの大型獣類用の捕獲檻やわなは、国や県の助成を受けて、市町村、新城・北設広域鳥獣害対策協議会が購入している。	新たに銃猟を始める者が減少しており、囲い込み猟の際の人手が不足している。また、捕獲後の処分には多大な時間と労力が必要なことなどから、狩猟に参加する者は減少傾向にあり、新たな捕獲従事者の確保育成が課題となっている。また、狩猟者が地区外に勤めていることが多く、サルが出没した時点で捕獲を行える者が不在であり、捕獲できない場合が多い。
	○中型獣 ハクビシンなどの小動物用捕獲檻も国や県の助成を受けて、新城・北設広域鳥獣害対策協議会が購入している。	地域ぐるみの取組により、捕獲に要する経費を低減するシステムづくりなどの体制整備が必要である。
	○その他 豊根村では、平成21年7月に構造改革特別区域認定（とよね有害鳥獣被害防止特区）を受けて、くくりわなを使用した捕獲を行っており、狩猟免許を持たない農家等もくくりわなの通常管理を行っている。	カワウ・アオサギなどは、河川へ放流した稚魚を捕食するため、捕獲以外には防止する方法がない。

防護柵の設置等に関する取組	○全体 ・ 農業者個人に対し電気柵や防護ネット等の設置に要する経費を補助している。 ・ 農業者が自ら電気柵、トタン柵、防鳥ネットなどを設置している。 ・ 平成２３年度から鳥獣被害防止総合対策事業の活用により自立施工で実施する地域ぐるみの侵入防止柵の設置を推進している。	・ 防護柵、侵入防止柵の設置においては、設置労力や管理労力を軽減するため集落間で連携し広範囲に行う取組みを推進する必要性が大きい。中山間地域においては農業従事者の高齢化により地域ぐるみで行う設置作業や管理労力が不足傾向にある。 また、過去において施工した設置地区に新たな獣害が発生しており、防護柵の機能向上を図ることも課題となっている。
	○大型獣 ・ 国の助成を受けてモンキードッグ９頭を導入し、新城市及び東栄町などで活動した。	・ サルへの対応は特殊な部材を使うなど多大な費用や労力を使うことが課題である。
	○その他 ・ 各市町村や関係機関、また広域の協議会等が中心となって集落別に獣害対策講習会などを開催し、農業者それぞれの知識の向上及び獣害対策の普及に努めている。	・ 山間地であるため、小規模農地が点在しており集落単位での防護対策や追い払いなどの活動が困難になってきている。そのため耕作放棄地の増加が目立っている。

(５) 今後の取組方針

被害に対する施策として、これまでもソフト、ハードの両面から各種取組を進めてきたが、捕獲頭数に対して生息数の増加が著しいとされるシカの行動は人の生活圏へ接近し影響を及ぼしており、数値に表れない被害も考慮して生息獣に対応していく必要がある。地域内では、自家消費米を栽培する水田や農産物直売所向けの小規模多品目の生産を目指す農地がほとんどを占めており、鳥獣による被害は収入面でも精神面でも大きなダメージを与えることになり、農業者の耕作意欲の低下を防ぐための対策が重要である。

猟友会委託による捕獲や補助による電気柵設置、個々の農業者による防護柵の設置を中心とした被害防止対策が不可欠であることから、引き続き実施していくとともに、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における新城・北設地域全体の取組を始め近隣市町村と連絡・調整を図り、相互に連携した取組み等を検討していく。

大型獣類については、効率的な捕獲方法について検討を進めるとともに、特に生息数の増加が著しいシカに対しての捕獲の強化を図っていく。また、ハクビシン、アライグマ等の中型獣類についても捕獲対策を進める。

高齢化傾向にある猟友会員の負担軽減のため、捕獲に対する報償金制度についても継続・検討する一方で、農家等にワナなどの狩猟免許の取得を推進し、新たな担い手の確保・育成を進めるとともに、狩猟免許を持っていない者でも捕獲の補助ができる制度を取り入れ集落単位での捕獲体制作りを行っていく。そして、安全に捕獲を推進するため、有害鳥獣捕獲従事者への講習会を行う。

また、関係機関や地域住民の協力を得て獣害に遭いやすい農地や獣道の調査、集落周辺に生息している有害鳥獣の数などのデータの収集を継続し、それに基づく的確な追い払い活動の推進、地域ぐるみの防護柵や緩衝帯の設置などを集落と共同で行う。また、過去の補助事業で設置した侵入防止柵の保守点検等の徹底を図っていく。

加えて、エサ場になるような家庭の生ゴミの放置、未収穫農作物、放置果樹等を集落から無くし、隠れ場所になりそうな耕作放棄地を解消することで、「有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり」を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

シカ、イノシシ、サル、カモシカについては、愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画に基づき計画的に捕獲を進める。

※有害鳥獣の捕獲については、市町村がその業務を猟友会に委託して実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	シカ、イノシシ、サル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ	・新城・北設広域鳥獣害対策協議会や近隣市町村と連絡調整を図りながら、一斉駆除等の各種捕獲、防除対策を進める。 ・地域の取組に応じて檻とわなを購入し、貸出しを行う。 ・県猟友会等が行う狩猟免許取得に関する講習会への参加を促し、狩猟者の確保に努める。 ・狩猟免許を持たない者でも捕獲の補助ができる制度を取り入れ、地域住民が集落ぐるみによる捕獲や環境整備等の取組みが実施できるよう体制整備を進める。 ・カモシカについては、施策を検討するため妊娠率、年齢構成・性比等の情報収集を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ、サル、カモシカ	愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画により設定する。なお、捕獲頭数は、過去の捕獲頭数実績を考慮するとともに、目撃情報や被害状況を始め、県が作成する各種資料を参考として設定する。
○シカ	愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画により設定し、捕獲頭数は県環境部の5kmメッシュの推定生息密度をベースに環境部と調整して設定する。
○中型獣及び鳥類	過去の捕獲頭数実績を考慮するとともに、目撃情報や被害状況等を参考に捕獲頭数を設定する。

捕獲計画数（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	4,300	4,300	4,300
イノシシ	1,600	1,700	1,750
サル	390	390	390
カモシカ	26	26	26
ノウサギ	50	50	50
タヌキ	360	360	360
ハクビシン	335	335	335
アライグマ	185	185	185
アナグマ	245	245	245
ヌートリア	35	35	35
スズメ	145	145	145
カラス	365	365	365
ヒヨドリ	135	135	135
ハト	165	165	165
アオサギ	235	235	235
カワウ	355	355	355

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (新城市)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	1,500	1,500	1,500
イノシシ	1,000	1,000	1,000
サル	200	200	200
カモシカ	0	0	0
ノウサギ	10	10	10
タヌキ	200	200	200
ハクビシン	200	200	200
アライグマ	150	150	150
アナグマ	200	200	200
ヌートリア	20	20	20
スズメ	100	100	100
カラス	300	300	300
ヒヨドリ	80	80	80
ハト	80	80	80
アオサギ	100	100	100
カワウ	200	200	200

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (設楽町)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	1,300	1,300	1,300
イノシシ	350	350	350
サル	30	30	30
カモシカ	12	12	12
ノウサギ	10	10	10
タヌキ	50	50	50
ハクビシン	25	25	25

アライグマ	15	15	15
アナグマ	15	15	15
ヌートリア	5	5	5
スズメ	15	15	15
カラス	15	15	15
ヒヨドリ	15	15	15
ハト	15	15	15
アオサギ	15	15	15
カワウ	15	15	15

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (東栄町)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	700	700	700
イノシシ	150	250	300
サル	100	100	100
カモシカ	14	14	14
ノウサギ	30	30	30
タヌキ	60	60	60
ハクビシン	70	70	70
アライグマ	10	10	10
アナグマ	30	30	30
ヌートリア	10	10	10
スズメ	30	30	30
カラス	40	40	40
ヒヨドリ	30	30	30
ハト	30	30	30
アオサギ	100	100	100
カワウ	100	100	100

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (豊根村)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	800	800	800
イノシシ	100	100	100
サル	60	60	60
カモシカ	0	0	0
ノウサギ	0	0	0
タヌキ	50	50	50
ハクビシン	40	40	40
アライグマ	10	10	10
アナグマ	0	0	0
ヌートリア	0	0	0
スズメ	0	0	0
カラス	10	10	10
ヒヨドリ	10	10	10
ハト	40	40	40
アオサギ	20	20	20
カワウ	40	40	40

捕獲等の取組内容
【新城市】 捕獲手段：銃器とわなにより実施する。（特定猟具使用禁止区域内ではわなによる捕獲で対応、捕獲後の止めさしに限り銃器使用可とする。） また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び新城市鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。 実施時期：4月1日～3月31日 実施場所：新城市全域 【設楽町】 捕獲手段：設楽町猟友会員による銃及び罠による捕獲。設楽町鳥獣被害対策実施隊による罠による捕獲。狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、設楽町猟友会員及び設楽町鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。 実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：イノシシ、シカ（全域）、サル（田口・清嶺・津具地区）、
カモシカ（カモシカ捕獲団地）、その他は町内全域

【東栄町】

捕獲手段：東栄町猟友会による銃及び罠による有害鳥獣捕獲

また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び東栄町鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：東栄町一円

【豊根村】

捕獲手段：装薬銃、空気銃、わな（猟友会への委託による有害鳥獣捕獲）

また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び豊根村鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。

※わな捕獲については、とよね有害鳥獣被害防止特区による狩猟免許を持たない農家等の連携・協力実施体制を含む。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：豊根村全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【新城市】

必要性：接近できない場所でのイノシシやシカなどの大型獣を捕獲する際、射程の長いライフル銃を使用することで、捕獲従事者の安全性を確保しつつ捕獲の成功率を高めるため。

捕獲手段：愛知県公安委員会でライフル銃所持に対し懸念なく認められた6名（うち3名は鳥獣被害対策実施隊員）により有害鳥獣捕獲を実施。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：新城市全域

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ イノシシ サル	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網、ワイヤーメッシュ柵	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網、ワイヤーメッシュ柵	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網、ワイヤーメッシュ柵

中型獣	防護ネット	防護ネット	防護ネット
鳥類	防護ネット	防護ネット	防護ネット

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全対象鳥獣	地域ごとの管理体制を整え、定期点検を行う。 除草作業や施設の補修を実施	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

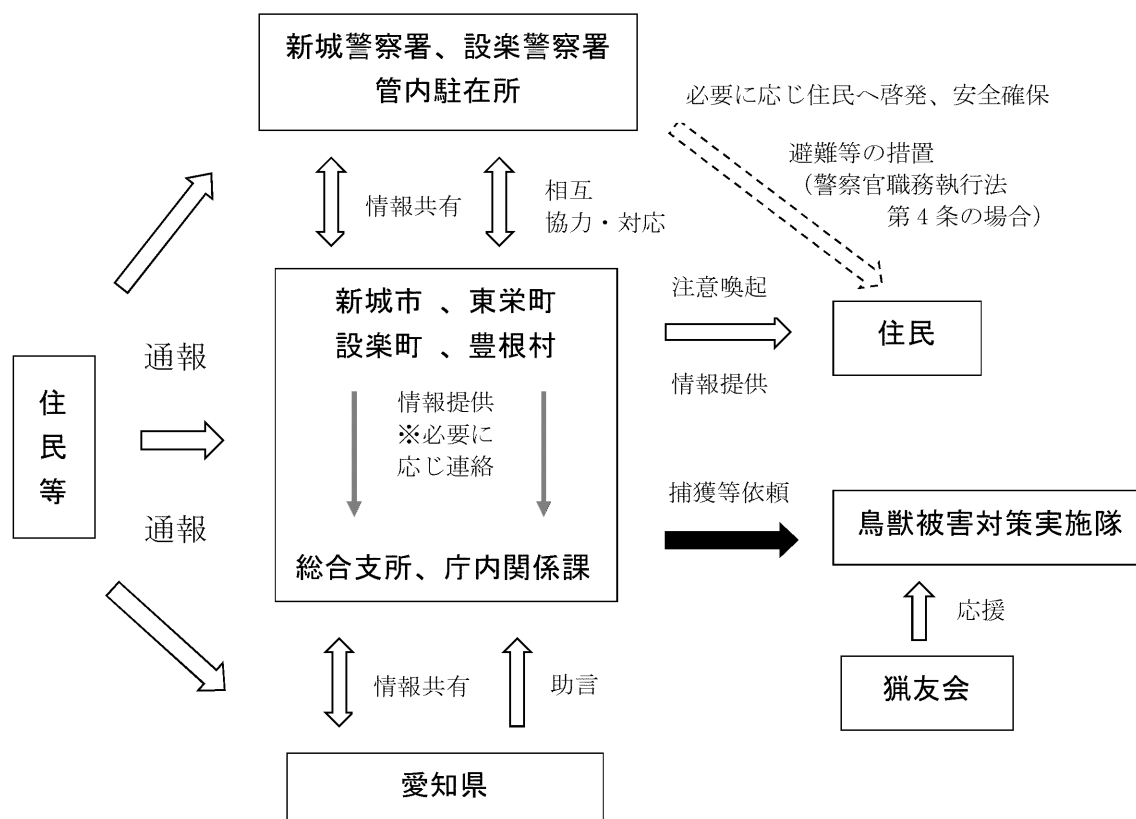
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	- 被害状況の的確な把握に努めるとともに、関係機関や地域住民から集落における鳥獣被害が発生しやすい農地や獣の通り道、野菜の残滓等のある地点などの情報 - 集落を餌場としないため未収穫果樹等の撤去、草刈りの励行、追い払い隊設置の必要性について各種懇談会や獣害対策説明会などで普及啓発 - トレイルカメラによる生息状況調査と情報共有 - サルについては、専用の電気柵や防護ネットなど適正な部材の使用や設置方法を検討 - C S F（豚熱）に関して関係機関と情報共有を図るとともに、発生予防・まん延防止を目的とした活動に係る支援を実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県新城警察署、設楽警察署、管内駐在所	緊急パトロール、地域住民への注意喚起、地域住民の安全確保
愛知県（新城設楽農林水産事務所、東三河総局新城設楽振興事務所等）	捕獲等に関する技術的支援、情報提供支援
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	被害等情報収集、住民への注意喚起・情報提供、関係機関との連絡調整、現場対応の検討・実施、関係機関及び鳥獣被害対策実施隊への協力要請、庁内関係課、支所がある場合は支所との連絡調整
新城市、設楽町、東栄町、豊根村各鳥獣被害対策実施隊	被害に対処するため、各市町村の要請に基づき出動（有害鳥獣の捕獲、防除等対応方法の検討・実施、猟友会との協力）
新城市、設楽町、東栄町、豊根村各猟友会	鳥獣被害対策実施隊の応援

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣は、適切に埋設、焼却処理又は食肉利用を行う。（捕獲したカモシカは、生息調査及び学術研究のため、頭部及び生殖器を関係機関に移送する。）
- ・イノシシの処分作業においては、適切な豚熱防疫対策を実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・捕獲されたイノシシやシカの一部は、業者を通じて食肉として流通してきたが、獣肉の流通をさらに促進し食品として利用等されるためには、個体の損傷を最小限に抑えた捕獲を行うとともに、肉質を低下させない適切な放血を施した個体を迅速かつ丁寧に回収・運搬し、解体許可施設へ搬入することが必要になる。今後はそうした安全な食肉としての価値を保持でき且つ衛生的に処理・管理される獣肉の取扱量を確保、増加させていく。
- ・当管内には、民間事業者を含めて食品衛生法に基づく食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた解体処理施設が3箇所あり、食の安全・安心の確保に向け、当処理施設の利用を推進する。しかし、当地域は広大な面積を有し捕獲後解体許可施設までの時間を要することから迅速な解体処理と保冷設備を備えた移動式解体車の導入を検討する。また、流通を促進するため、地産地消を推進するとともに、より大口の販路の確保に向けた取り組みを支援していく。
- ・適正な下処理を施した獣肉はあっさりしてクセがなく、低カロリー・高タンパク・低脂肪であるといった特徴を消費者へPRしていき、ジビエの振興を図っていく。
- ・捕獲従事者や市町村、解体施設などの関係者が、愛知県野生鳥獣衛生管理ガイドラインを踏まえ、獣肉の特性を生かした消費拡大に向けて、捕獲から回収・運搬、処理、流通、販売までの適切で安全な有効利用への取組みを促進するため、新城・北設広域鳥獣害対策協議会を含めた関係者との調整・連携を進めていく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新城・北設広域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
愛知県新城設楽農林水産事務所	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
新 城 市	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
設 楽 町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
東 栄 町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
豊 根 村	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
愛知東農業協同組合	事務局を担当し、協議会に関する事務連絡を行う。
同組合生産部会	被害防除などの情報提供を行う。
各市町村猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲を行う。
各市町村森林組合	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
ジビエ等利活用業者	ジビエ等利活用の推進、情報提供を行う。

愛知森林管理事務所	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
森林・林業技術センター	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化（主に鳥獣保護管理法、第二種特定鳥獣管理計画等）に関する情報提供・助言を行う。
愛知県農業共済組合	被害量の情報提供を行う。
各漁業協同組合	鳥獣被害の情報収集及び防除対策の実施。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 4 市町村ともに平成 24 年 2 月 1 日に実施隊を整備した。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現在は、個々の農業者が防護柵を設置する事例が見られるが、中山間地域直接支払交付金事業に参加している地域では、共同で集落内に電気柵を張り巡らすなどの取組みを実施している事例もある。

こうした取組みを周知しながら、地域ぐるみによる草刈り作業による緩衝帯の整備や収穫残渣の処分の徹底などの申し合わせを遵守するような仕組みが各集落に形成できるよう啓発を進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、新城・北設広域鳥獣害対策協議会と各市町村とが連携し、共同で講習会、情報交換会、現地研修会などを開催する。

また、環境整備対策は、耕作放棄地対策にもつながることから、各種事業による整備も視野に入れ、関係機関との連携を図る。